

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社久米設計	東京都江東区潮見2-1-22

2. 指名停止措置期間

令和6年1月10日 から 令和6年2月9日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)久米設計の九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、同市副市長らと共に、同社に有利な指名業者選定案を作成するなどしたとして、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害の容疑で宮崎県警察に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る 指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロに該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司 (内線2512)